202×年×月×日

**復職リハビリプログラムについて　例**

法人理事会

労働安全衛生委員会

当法人での復職リハビリプログラムについて説明します。

メンタル疾患で休業した職員が、復職が可能と判断された場合には、職場復帰を支援するための具体的なプランを作成する必要があります。通常、もとの就業状態にまで戻すまでにはいくつかの段階を設定しながら経過を見ていきます。

ここでは、復職リハビリプログラム作成について下記のような手順で作成し、効果的な復職支援を行っていきます。

1. 主治医より、職場復帰の準備を始めてもいい時期にきている。との判断のもとに産業

医面接を行い、治療の一環としての復職リハビリを行います。

（この期間は主治医より診断書を書いてもらうことになります。）

２．復職リハビリ場所は、比較的時間的に余裕のある法人内の事業所や職場へ協力を依頼し、産業医の指導、意見等で決定されます。

３．復職リハビリの開始は半日から始め、本人の体調に合わせ、定期的な産業医と健康問題担当者の面接でフォローしていきます。

４．復職リハビリ期間は１～２カ月間とし、期間内に復職が困難な状況であれば治療に専

念することになります。

５．復職リハビリは、就労ではないので事故や不測の事態が発生しても治療の一環なので、労災適応にはなりません。

６．復職リハビリプログラムの作成は、産業医の指導で健康問題担当者が作成し、本人より承諾の了解を得ます。

７．最終的には１日復職リハビリが継続できる状態になり、主治医より復職可能の診断があり、本人も復職の意思があることを確認し、復職が決定されます。

８．復職後も定期的に産業医と健康問題担当者の面接でフォローし、再発予防の対策を行います。

以上